

注意

郡山市消費生活センターからのお知らせ

18歳から大人！新生活で 知っておきたい消費者トラブルのこと



消費者トラブルってどんなもの？

「インターネット通販で購入した商品が届かない」
「スマホに身に覚えのない請求があった」
「エステティックサロンで高額な契約をさせられた」
「悪質商法の被害にあった」
など、私たち消費者に起こり得る、売買契約のトラブルのことです。

自己解決が難しいときは、消費生活センターに相談しましょう。
一方、一度払ってしまうと返金困難なケースもあります。個人名義口座への振込指定など、少しでも不安に感じたら、お金を支払う前に相談することも大切なポイントです。



消費生活センターってどんなところ？

消費者が事業者との売買契約トラブルに関する相談をして、アドバイスを受けることができます。

また、出前講座や消費生活に関する注意喚起など、啓発活動を実施しています。



相談したいときはどうすればいいの？

消費者ホットライン「^{いやや}188」（局番なし）に電話すると、お近くの消費生活相談窓口を案内します。

※通話料金は、最寄りの相談窓口につながった時点から発生します。相談は無料です。

郡山市内在住・在勤の方は、

郡山市消費生活センター 電話 024-921-0333 まで

※受付は月曜日から金曜日（祝日、年末年始除く）の午前8時30分から午後5時までです。

気を付けたい消費者トラブルは？

18歳から一人で契約を結ぶことができます。このため、今まで経験することのなかった消費者トラブルに巻き込まれる可能性があります。若者の新生活に多い消費者トラブルについて一部を紹介します。



アパート

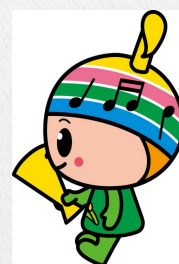
トラブルの多くは「想定外の退去費用」です。契約、入居の前に

- ◆先輩や学校等から不動産・家主の情報、契約書に記載されている退去時の内容を確認しましょう。
- ◆入居時は、貸主の立会いのもと写真を撮っておきましょう。

誰かからの儲け話

簡単に儲かる話はありません。うまい話には裏があります。

- ◆「ネットの副業」「知人を紹介すると紹介料がもらえる」「転売」「隙間時間で稼げる」「マニュアル」「投資」「ホワイト案件」「高収入」などのワードには要注意です。
- ◆高額なサポートプラン代・マニュアル代は儲け分でペイできるからと消費者金融での借入れを勧められ、結果儲からず多額の借金が残ることがあります。



キャッシュレス決済

利用明細は、毎月確認しましょう。

- ◆クレジットカードなどで高額の買い物や、サブスクの利用は特によく考えましょう。
- ◆リボ払いやキャッシングの繰り返し利用は金利が膨らみ破産に繋がる危険性があります。
- ◆クレジットカードは借金です。今は払うことができても、失業や病気などで払えなくなる場合もあります。



独立行政法人
国民生活センター

消費者トラブル
FAQ



消費者庁

啓発動画
「社会への扉」



福島県警察
POLICE
メール
ふくしま

